

## 公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨

公共下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業管理者が公共下水道事業等を管理することで、水道事業及び公共下水道事業等の事務を集約し、効率的・合理的な企業運営を図るものである。

### 2 関係条例の主な改正内容

条例	改正内容
① 青森市公営企業の設置等に関する条例	○法の適用を財務適用から全部適用に改正 ○水道事業、自動車運送事業及び公共下水道事業等を通じて公営企業管理者を設置
② 青森市事務分掌条例（別紙1）	○市長事務部局の部の設置及び分掌事務の規定から「水道部」を削除
③ 青森市職員定数条例（別紙2）	○市長の事務部局及び公営企業の事務部局の職員の定数の改正 （※定数の合計については変更なし）
④ 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例	○下水処理作業手当、下水管きよ清掃等手当及び水質検査、塩素取扱手当に係る規定を削除 ○夜間特殊業務手当の要件から下水処理作業に従事した場合を削除
⑤ 青森市職員の育児休業等に関する条例	○上記④の下水処理作業手当の規定の削除に伴う引用条項の削除
⑥ 青森市農業集落排水施設条例	○条文中の「市長」を「公営企業管理者」に、「規則」を「規程」に改正 （※法の全部適用に伴い、公共下水道事業等の業務の執行に関する権限が管理者となる。）
⑦ 青森市下水道条例	
⑧ 青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	
⑨ 青森市公共下水道事業分担金条例	

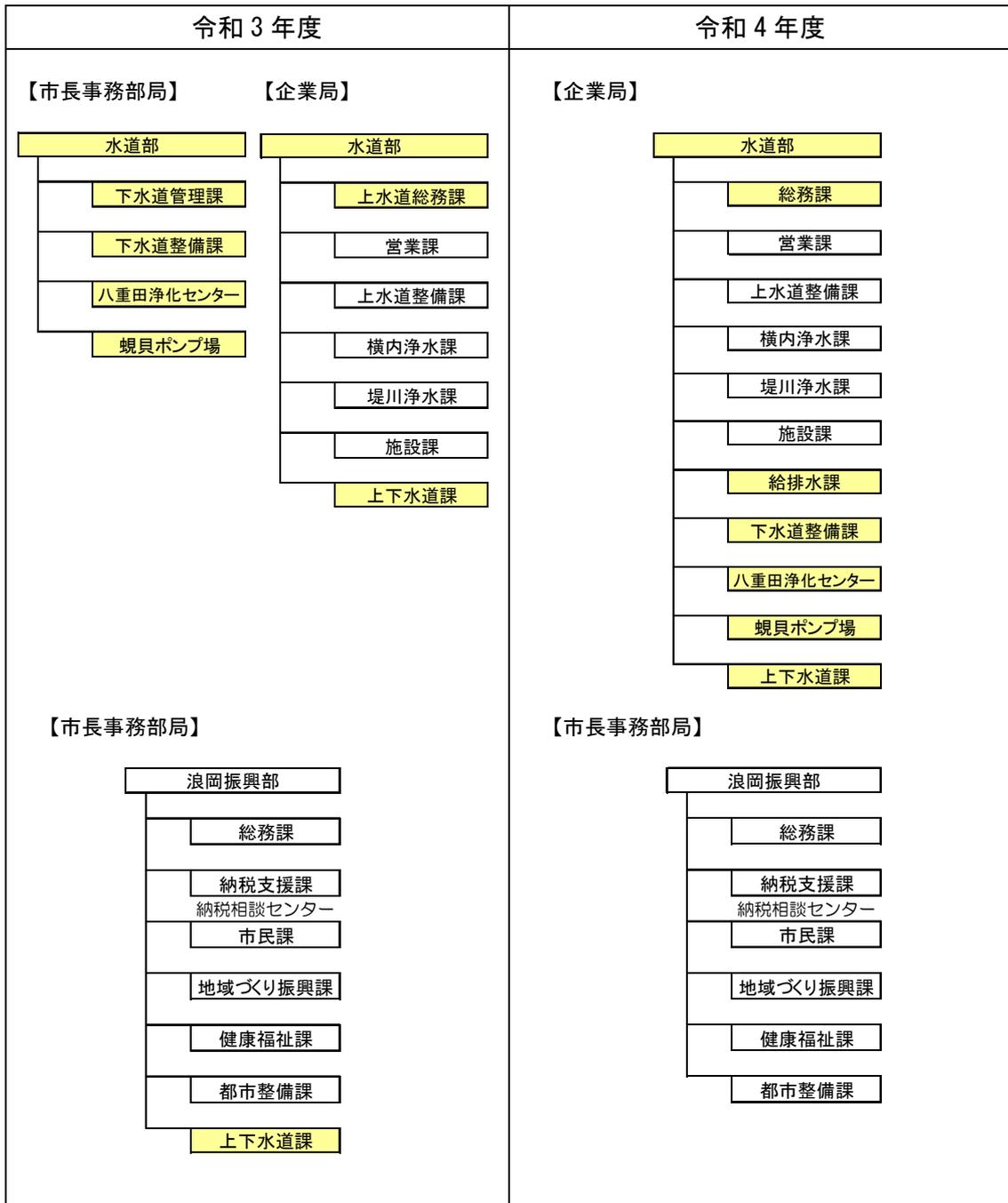
### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

## 青森市事務分掌条例の一部改正について

## ○ 改正内容

水道事業及び下水道事業等の事務を集約することにより、効率的・合理的な企業運営を図るため、下水道部門を企業局へ統合する。



## 青森市職員定数条例の一部改正について

## ○ 改正内容

市長の事務部局の職員定数から公共下水道事業等分の人数を減員し、公営企業の事務部局の職員の定数中、公共下水道事業等分を増員するもの。

職員区分	所属区分	改正後	改正前	増減
市長の事務部局の職員	市民病院を除く事務部局	1,318人 (うち福祉事務所236人)	1,428人 (うち福祉事務所236人)	△110人
	市民病院	705人	705人	0人
議会の事務部局の職員		22人	22人	0人
教育委員会の所管に属する職員	事務部局	188人	188人	0人
	学校	126人	126人	0人
選挙管理委員会の事務部局の職員		11人	11人	0人
監査委員の事務部局の職員		9人	9人	0人
農業委員会の事務部局の職員		19人	19人	0人
公営企業の事務部局の職員	水道事業	275人	165人	110人
	自動車運送事業	154人	154人	0人
青森地域広域事務組合への派遣職員		433人	433人	0人
合計		3,260人	3,260人	0人